



株式会社キトー2019年3月期第75回定時株主総会招集ご通知に際
しての法令および定款に基づくインターネット開示事項

・ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	2
・ 連結計算書類の連結注記表	3
・ 計算書類の株主資本等変動計算書	12
・ 計算書類の個別注記表	14
・ 会社の体制及び方針	20

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://kito.com/jp/>) に掲載することにより株主の皆様へご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,210	18,674	△5,749	22,111	0	106
当期変動額							
剰余金の配当			△775		△775		
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,064		4,064		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分		3		23	27		
連結範囲の変動			△148		△148		
米国税制改正による 利益剰余金の調整額			48		48		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						△0	△53
当期変動額合計	—	3	3,189	23	3,216	△0	△53
当期末残高	3,976	5,214	21,863	△5,725	25,328	0	52

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	724	△228	602	48	935	23,697
当期変動額						
剰余金の配当						△775
親会社株主に帰属 する当期純利益						4,064
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						27
連結範囲の変動						△148
米国税制改正による 利益剰余金の調整額						48
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△172	△13	△239	2	10	△226
当期変動額合計	△172	△13	△239	2	10	2,989
当期末残高	552	△242	362	50	945	26,687

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 22社
主要な連結子会社の名称

KITO Americas, Inc.
Harrington Hoists, Inc.
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.
Peerless Chain Co., Inc.
KITO CANADA INC.
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA
Kito Europe GmbH
Kito Chain Italia S.r.l.
SCC Japan 合同会社
凱澄起重機械有限公司
凱道起重設備（上海）有限公司
台灣開道股份有限公司
KITO KOREA CO., LTD.
SIAM KITO CO., LTD.
SUKIT BUSINESS CO., LTD.
PT. KITO INDONESIA
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.
ARMSEL MHE PVT. LTD.
Kito Australia Pty. Ltd.
Anchor Nominees Pty. Ltd.
PWB Anchor Ltd.

このうち、Kito Chain Italia S.r.l.については、重要性が増したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めることとし、KITO PHILIPPINES, INC.については、清算手続きの進展により資産負債の整理が終わり重要性が低下したため連結子会社から除外しております。

主要な非連結子会社の名称

ERIKKILA OY

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない

いためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 2社

持分法を適用した主要な非連結子会社の名称

ERIKKILA OY

持分法を適用しない主要な関連会社の名称

Van Leusden Nederland B.V.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちKITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA、凱澄起重機械有限公司、凱道起重設備（上海）有限公司、台湾開道股份有限公司、KITO KOREA CO., LTD.、SIAM KITO CO., LTD.及びSUKIT BUSINESS CO., LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

・持分法を適用していない関連会社株式 移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

ハ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度1,155百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,805百万円に含めて表示しております。

新基幹システムの本格稼働により、たな卸資産のより精緻な管理が実現可能となったため、たな卸資産の定義を見直ししております。なお、この見直しを前連結会計年度に反映した場合のたな卸資産は、「商品及び製品」10,673百万円、「仕掛品」1,748百万円、「原材料及び貯蔵品」3,081百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

27,032百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	27,048,200	—	—	27,048,200

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	6,659,133	35	27,400	6,631,768

(注) 増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。減少は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	18.00	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	408	20.00	2018年9月30日	2018年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	489	24.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

104,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （*1）	時価 （*1）	差額
(1) 現金及び預金	8,678	8,678	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	12,587 △63		
	12,524	12,524	—
資産計	21,202	21,202	—
(1) 支払手形及び買掛金	(6,483)	(6,483)	—
(2) 短期借入金	(2,844)	(2,844)	—
(3) 未払費用	(3,488)	(3,488)	—
(4) 未払法人税等	(1,065)	(1,065)	—
(5) 長期借入金（*2）	(15,951)	(15,959)	7
負債計	(29,834)	(29,841)	7
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されて いないもの	(3)	(3)	—
② ヘッジ会計が適用されて いるもの	74	74	—
デリバティブ取引計	70	70	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（*2）長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年内返済予定の長期借入金を含めてい
ます。

（*3）投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブの時価は、取引金融機関から提供された価格によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
関係会社株式	801

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,258円34銭
1 株当たり当期純利益	199円14銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月21日開催予定の第75回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2007年6月26日開催定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し当社の対象役員に対して報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象役員に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

本制度の導入目的の一つである、株主様との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、最低限の保有期間を設けた上で、譲渡制限付株式の交付日から開始し、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とします。対象役員への具体的な支給時期、配分その他の条件や制限については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員への付与

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

（重要な子会社等の設立）

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、以下のとおり、タイ王国に生産子会社を設立することを決議いたしました。

1. 設立の目的

当社は、主力製品であるチェーンホイストの一部をタイ王国に生産移管することで、製造コストの低減と、同国のサプライチェーンを活用した資材費削減をはかります。今後のホイスト製品の需要拡大を視野に、キトーグループのホイスト製品生産能力を高めます。

2. 設立する子会社の概要

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 名称 | KITO HOIST THAI CO., LTD |
| ② 所在地 | 700/243 MOO.1, AMATANAKORN INDUSTRIAL ESTATE,
BANKAO, PANTHONG, CHONBURI 20160, THAILAND |
| ③ 代表者 | 武川信福 |
| ④ 事業内容 | ホイスト製品の製造及び販売 |
| ⑤ 資本金 | 3億7,140万バーツ（約13億円、1バーツ=3.5円と換算） |
| ⑥ 設立年月日 | 2019年5月（予定） |
| ⑦ 出資比率 | 99.9%（当社以外の株主は当社役員及び従業員） |

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	10	5,210	12	150	11,573	11,736
当期変動額								
剰余金の配当							△775	△775
当期純利益							2,480	2,480
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
固定資産圧縮積立金の積立					2		△2	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△2		2	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	3	3	△0	—	1,705	1,705
当期末残高	3,976	5,199	14	5,214	12	150	13,278	13,441

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,749	15,173	106	106	48	15,328
当期変動額						
剰余金の配当		△775				△775
当期純利益		2,480				2,480
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	23	27				27
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△53	△53	2	△51
当期変動額合計	23	1,732	△53	△53	2	1,681
当期末残高	△5,725	16,906	52	52	50	17,009

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ 商品・製品・原材料

総平均法による原価法

ロ 仕掛品

個別法による原価法

ハ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

② 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績等に基づき計上しております。

③ 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

④ ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ハ ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度407百万円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,127百万円に含めて表示しております。

新基幹システムの本格稼働により、たな卸資産のより精緻な管理が実現可能となったため、たな卸資産の定義を見直ししております。なお、この見直しを前事業年度に反映した場合のたな卸資産は、「商品及び製品」2,199百万円、「仕掛品」822百万円、「原材料及び貯蔵品」2,185百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,994百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Kito Europe GmbH	324百万円
Kito Chain Italia S.r.l	311百万円
台湾開道股份有限公司	36百万円
KITO KOREA CO., LTD.	88百万円
PWB Anchor Ltd.	62百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおり

であります。

短期金銭債権		3,138百万円
短期金銭債務		56百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	13,628百万円
	仕入高	955百万円
営業取引以外の取引高		1,068百万円

(2) 関係会社株式評価損

連結子会社であるARMSEL MHE PVT. LTD. の株式に係る評価損であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	6,631,768株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	490百万円
賞与引当金	92百万円
未払業績賞与	236百万円
関係会社株式等評価損	744百万円
売上割戻未払額	119百万円
その他	377百万円
繰延税金資産小計	2,059百万円
評価性引当額	△898百万円
繰延税金資産合計	1,160百万円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△22百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△33百万円
繰延税金資産の純額	1,127百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	KITO Americas, Inc.	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員の兼職等	貸付金の 回収(注)1	1,132百万円	関係会社 短期貸付金	1,145百万円
						関係会社 長期貸付金	7,272百万円
				利息の受取 (注)1	357百万円	その他 (流動資産)	71百万円
子会社	Harrington Hoists, Inc.	所有 間接100.0%	当社販売先 役員の兼職等	当社製品の 販売(注)2	8,777百万円	売掛金	1,662百万円
子会社	Kito Europe GmbH	所有 直接100.0%	資金の貸付 当社販売先 役員の兼職等	資金の貸付 (注)1	194百万円	関係会社 短期貸付金	32百万円
				貸付金の 回収(注)1	88百万円	関係会社 長期貸付金	780百万円
				利息の受取 (注)1	7百万円	その他 (流動資産)	1百万円
				増資の 引受け	947百万円	—	—
				当社製品の 販売(注)2	1,889百万円	売掛金	557百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2 当社製品の販売については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)3	科目	期末残高
役員	宮脇 彰秀(注)1	被所有 直接0.00%	当社 専務執行役員	新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)2	11百万円 (10,400株)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 宮脇彰秀氏は、2018年6月30日をもって当社専務執行役員を退任し、関連当事者に該当しなくなっております。このため、取引金額は専務執行役員退任までの取引について記載しており、議決権等の被所有割合は専務執行役員退任時の割合を記載しております。
 2 2013年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
 3 「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	830円65銭
1株当たり当期純利益	121円54銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月21日開催予定の第75回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2007年6月26日開催定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し当社の対象役員に対して報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象役員に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100千株以内といたします。なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

本制度の導入目的の一つである、株主様との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、最低限の保有期間を設けた上で、譲渡制限付株式の交付日から開始し、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とします。対象役員への具体的な支給時期、配分その他の条件や制限については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員への付与

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

（重要な子会社等の設立）

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、以下のとおり、タイ王国に生産子会社を設立することを決議いたしました。

1. 設立の目的

当社は、主力製品であるチェーンホイストの一部をタイ王国に生産移管することで、製造コストの低減と、同国のサプライチェーンを活用した資材費削減をはかります。今後のホイスト製品の需要拡大を視野に、キトーグループのホイスト製品生産能力を高めます。

2. 設立する子会社の概要

- | | |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ 名称 | KITO HOIST THAI CO., LTD |
| ⑨ 所在地 | 700/243 MOO.1, AMATANAKORN INDUSTRIAL ESTATE,
BANKAO, PANTHONG, CHONBURI 20160, THAILAND |
| ⑩ 代表者 | 武川信福 |
| ⑪ 事業内容 | ホイスト製品の製造及び販売 |
| ⑫ 資本金 | 3億7,140万バーツ（約13億円、1バーツ=3.5円と換算） |
| ⑬ 設立年月日 | 2019年5月（予定） |
| ⑭ 出資比率 | 99.9%（当社以外の株主は当社役員及び従業員） |

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

2006年5月31日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。その後、2008年4月22日開催の取締役会及び2010年2月24日開催の取締役会にて一部改定いたしました。さらに2015年5月1日施行の改正会社法及び同施行規則に鑑み、一部見直しを行い、2015年4月21日開催の取締役会にて一部追加改定いたしました。

2015年4月21日開催の取締役会にて一部改定の内容は下記のとおりであります。

1. 基本方針

当社は、すべてのお客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値と認識しており、当社のあらゆる活動はこの理念に基づいて実施されねばならない。

その実現の為に、すべての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築・運用していくことが重要である。

そこで、当社は以下の通り、当社及び当社子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制に基づく活動を通じて、上記理念の実現を図るものとする。

2. 業務執行に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。
- ② 当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規定」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。監査役は、法令、定款及び「監査役会規定」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った会社形態とし、子会社の取締役会又は海外のこれに準ずる機関（以下、総称して「子会社取締役会」という。）は、法令、定款、当社「グローバル決裁権限規則」、及び当社「関係会社管理規則」等に従い、これを運営し、当社子会社の取締役等は、子会社取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。当社子会社の監査役又はそれに相当する者がある場合には、その者は、法令、定款及び適用される社内規程に基づき、取締役等の職務執行の監査を行う。
- ④ また、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則った行動をするための行動規範として、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程を定め、社内に周知し、運用の徹底を図るとともに、これらの方針及び規程に従い、コンプライアンスの状況について定期的に又は随時取締役会に報告する体制を構築し、取締役会はこれを通じた問題点の把握と必要な見直しを行う。

- ⑤ 当社グループのコンプライアンス上の問題がある事項に関する内部通報窓口を当社に設置・運用する。
又、子会社についても、所在地の法令及び実情に従い、必要があれば内部通報窓口を設置・運用する。
- ⑥ 当社内部監査室が、当社及び子会社の監査対象部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役及び子会社の取締役等の職務執行に係る文書・記録については、「定款」及び「取締役会規定」等によるが、詳細については「文書管理規則」を定め、適切に保存・管理する体制をとる。

当社取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧することが出来るものとする。また、「個人情報保護規則」等の社内規程を定めて情報セキュリティの確保・適正な運用に努める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

(4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、当社及び子会社の取締役会並びに経営会議その他の当該案件の決定機関にて厳正な審査を行う。
また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署が事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化に努める。
- ② 当社は、リスク管理に関する基本規定（「リスク管理規定」）を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、経営企画担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進する。
リスク管理は、当社及び子会社の当該分野の所管部署が原則として実施するが、当社のリスク管理事務局は、当社グループ全体の横断的な管理を行う。
リスク管理規定の中には、各種事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い直しを行い、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための実施事項を織り込む。
- ③ 当社内部監査室が、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

(5) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保する為の体制

- ① 当社の取締役及び子会社の取締役等について、当社及び子会社が合理的な職務分掌を定めると共に、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。
- ② 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定を行うと共に定例の執行役員会を毎月1回開催し、業務執行状況の確認等、情報の共有を図る。さらに必要に応じて臨時に取締役会又は執行役員会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。

また、目標管理を徹底し、取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を四半期毎に取締役会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。

- ③ 当社の子会社は、所在地で適用される法令に従った定例の子会社取締役会を開催し、子会社取締役会決議事項の決定を行うと共に必要に応じて臨時に子会社取締役会を開催する。これらにより、迅速な経営判断が出来る体制とする。また、目標管理を徹底し、当社取締役会の承認する中長期経営計画、年度計画で定めた職務の遂行状況を、子会社代表取締役又はそれに相当する者が子会社の定例の子会社取締役会において報告すると共に、子会社管掌の当社事業本部長が当社の取締役会・執行役員会において報告する等によりその実効性を高めるものとする。
- ④ 当社内部監査室が、当社及び子会社の各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループとしての統一的事业戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進する。又、当社は、当社執行役員会にて、当社の子会社より提出された月報について、当該子会社を管掌する部署より報告させる。加えて、子会社管理の統括部門として、経営企画担当部署を定めて、子会社管理を推進する。更に、グローバル展開している会計監査法人を採用することで、会計の適正性を確保するとともに、グループ会社の管理の統一を図るものとする。
- ② 当社内部監査室により、当社及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

3. 監査に関する体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役の補助使用人」という。）を任命する。監査役の補助使用人に任命された者は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを内部規程に明記し、これを徹底する。

又、監査役の補助使用人の人事異動・懲戒処分等については、監査役に事前に報告を行うほか、監査役の意見を十分尊重する。

**(2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制
その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役等、監査役（子会社でこれに相当する地位にある者を含む）又は使用人（以下「役職員」という。）は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制とする。
また、当社において、日常的に発生する報告書、稟議書等の回覧先には当社監査役を加え、当社監査役に対し情報を提供する。
- ② 当社内部監査室、法務担当部署、総務部担当署、経理担当部署等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループに対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理などの現状を報告する。
- ③ 当社グループの内部通報制度の取り纏め担当部署（法務担当部署）は、当社グループの役職員からの内部通報の状況を、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ④ 当社は、当社監査役に報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(3) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社取締役会、執行役員会はもとより、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査すると共に、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また実地調査等を行うことでその実効性を高め、さらに、会計監査人、弁護士、その他外部の専門家との会合をもち、又は当該専門家を補助者として使用する等緊密な連携を図ることが出来る体制とする。以上の体制を確保するための費用は、当社が負担するものとし、当社監査役から費用の前払を求められたときは、これに応ずる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・体制

当社は内部統制（コンプライアンス・リスクマネジメント）の一環として、反社会的勢力の排除には以下のとおり取り組む。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全を脅かす反社会的な活動や勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で臨み、金銭などによる安易な妥協をせず、一切の関係を遮断する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、上記の基本的な考え方を「コンプライアンスマニュアル」に明記し、社内外に宣言し、また、反社会的勢力への対応統括部署を総務担当部署と定めるとともに、本社・各営業所にそれぞれ不当要求防止責任者を設置して、警察等からの情報収集等に努めるほか、必要があれば警察等への申告、相談等を行い、不当要求に応じないことを徹底する。また、反社会的勢力から脅威や被害を受けるおそれのある場合の対応要領として、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、必要な情報が総務担当部署に報告され、被害を防ぐ体制を取る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム構築の基本方針の改定内容の新規海外子会社への追加周知

当社は、内部統制システム構築の基本方針の趣旨、内容等につきましては、当社イントラネット及びグローバルウェブサイトに掲載する等により、当社グループ全体への周知を図っておりますが、M & Aにより新規に買収した海外の子会社に対しても周知して基本方針に沿った対応を指示しております。

2. コンプライアンス管理

- (1) コンプライアンスの管理状況については、定期または随時の取締役会に報告する体制を構築しておりますが、海外子会社の経営幹部を当社の取締役及び執行役員に登用し、コミュニケーションの円滑化と共に、当社グループ全体における内部統制の強化を図っております。
- (2) 当期に改正された関係法令については、当社及び海外子会社共に、都度改正内容をウェブサイトに掲載する等により社内への周知を図ると共に、コンプライアンス研修等を通して遵守体制を整備しております。
- (3) 当社は、当社単体の制度であった内部通報制度を、海外子会社にも拡充した「グローバル内部通報制度」として海外子会社にも展開し、通報窓口については、社内窓口のほか、国内外の弁護士が対応する社外の通報窓口や第三者の通報機関も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
また、当社及び海外子会社の通報状況も定期的に把握し、執行役員会及び監査役に報告しております。

3. リスク管理

- (1) 当社は、当社及び海外子会社が被る損失又は不利益を最小限とするため、グループ全体にてリスクの洗い出しを行い、洗い出されたリスクについて、事業所管部署長との共有化を図り、その上で、重大なリスクについては執行役員会及び取締役会にても審議し情報共有しました。今後は、リスクに対し、発生頻度及び重大性の観点等から優先度を付け、対策を講じてまいります。

さらに、グループ全体における関連当事者取引の調査範囲を拡大するなど、適正な経営体制の充実に努めております。

- (2) BCP(事業継続計画)については、当社の生産・開発の拠点である山梨県の本社工場に焦点を当て、地震対策の観点から整備し、工場設備の耐震化を計画的に推進すると共に、復旧計画の策定、サプライヤーの対応の調査等を継続実施しております。

4. 監査役及び内部監査室による監査の実施

- (1) 当社の監査役は、年間11回定時監査役会を開催し、情報交換を行い、全ての取締役会へ出席することはもとより、執行役員会や、安全、品質、環境、製造、販売等重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査を行っております。また、稟議書等を常時閲覧することや、必要に応じて当社グループの取締役等又は使用人に対し説明を求め、また常勤監査役は内部監査室と共同で海外グループ会社の監査を実施するなど、監査の実効性を高めております。

- (2) 当社の内部監査室は、当社及び海外子会社の監査対象部署における内部統制全般の状況に関して定期的な監査を行っており、その監査結果は、社長を初めとする執行部門及び監査役に報告されております。なお、指摘事項については、執行部門が改善を図り、内部監査室が改善結果を確認しております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

1. 配当性向

剰余金の配当は連結での配当性向 20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案のうえ決定しております。

2. 自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。